

ID: 94

担当部署: 福祉課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	柴田町地域福祉センター条例 第11条		
例規番号	平成12年条例第26号		
<b>【基準】</b> 第11条の規定による。 (使用料) 第11条 福祉センターの使用事業者等は、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例(昭和39年柴田町条例第206号)に定める使用料を納付しなければならない。			
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日